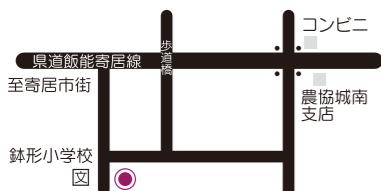


第7投票区 鉢形コミュニティセンター（鉢形公民館）
大字鉢形および大字露梨子のうち木持・上の町・内宿・関山・上の原の区域



第8投票区 寄居町鉢形財産区会館
大字鉢形および大字露梨子のうち立ヶ瀬・露梨子、大字保田原、大字三ヶ山、大字小園、大字富田のうち三ヶ山の区域



第9投票区 男衾保育所
大字富田および大字赤浜のうち下郷・塚越・伊勢原・谷津・藏田の区域

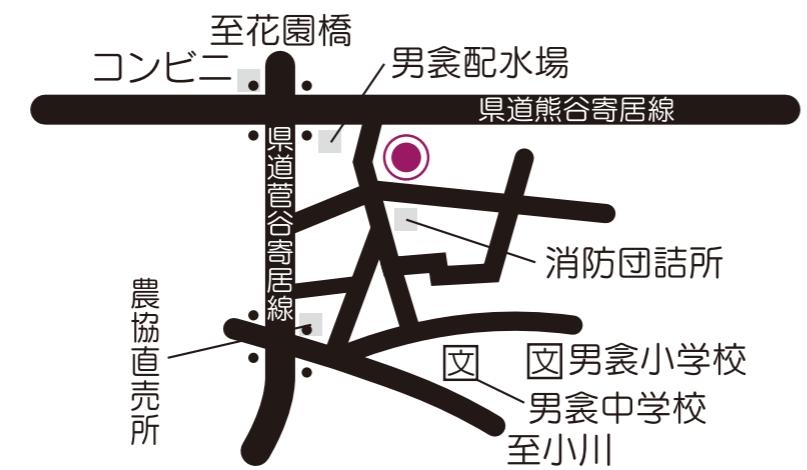


第10投票区 上郷南区公会堂
大字富田のうち上郷南・上郷北・中郷の区域



第11投票区 男衾コミュニティセンター（男衾公民館）

大字富田・大字赤浜・大字牟礼および大字今市のうち、赤浜・塚田・牟礼の区域

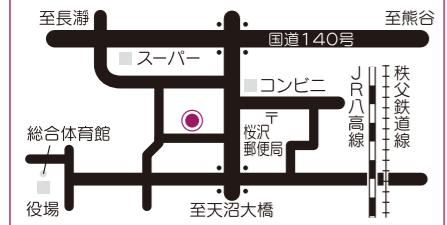


投票所が変更になっています

第12投票区 今市高藏寺会館
大字今市および大字牟礼のうち今市、大字鷹ノ巣、大字西古里の区域



第13投票区 寄居保育所
大字桜沢および大字寄居のうち本村・岩崎・上組の区域



第14投票区 桜沢小学校体育館
大字桜沢のうち中小前田・山崎・南飯塚の区域



第15投票区 用土小学校体育館
大字用土の区域



各投票区の投票所は次のとおりです。

第6投票区・第11投票区

投票所が変更になります！

今回の統一地方選挙から、第6投票区は「折原いこい館」に、第11投票区は「男衾コミュニティセンター」にそれぞれ投票所が変更になります。お間違えのないようご注意ください。なお、対象地区には、3月中旬に「投票所変更のお知らせ」を配布します。

候補者が使用する選挙運動用ポスターは、公営ポスター掲示場に掲示されますが、候補者が使用する選挙運動用ポスターを貼ることはできません。新聞を購読されていない方は、お早めに選挙管理委員会へご連絡ください。なお、役場・市街等、町の主要な施設に備え置かれます。

ポスターは公営掲示場

候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した「選挙公報」が埼玉県の条例および寄居町の条例に基づき発行されます。

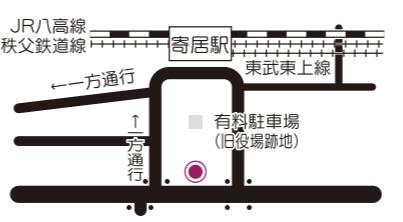
配布は新聞折込みの方法により行います。新聞を購読されていない方は、お早めに選挙管理委員会へご連絡ください。

候補者が使用する選挙運動用ポスターは、公営ポスター掲示場に掲示されますが、候補者が使用する選挙運動用ポスターを貼ることはできません。

○は投票所

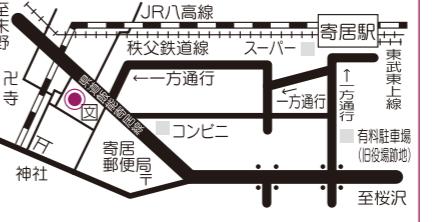
第1投票区 寄居町勤労福祉センター（よりい会館）

大字寄居のうち本町・中町・栄町の区域



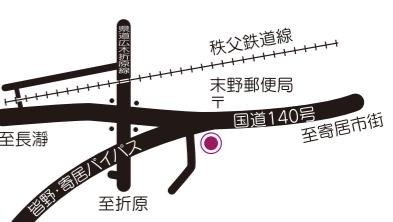
第2投票区 寄居小学校体育館

大字寄居および大字藤田のうち武町・茅町・花町・六供・常木・菅原の区域



第3投票区 西部コミュニティセンター（西部公民館）

大字寄居および大字藤田のうち本宿・大字末野・大字金尾の区域



第4投票区 寄居町生涯学舎（やまとぴあ風布・旧風布分校）

大字風布の区域



第6投票区 折原いこい館

大字立原のうち和田を除く区域、大字秋山のうち三品、大字三品、大字西ノ入の区域



投票所が変更になっています